

訪問看護・介護予防訪問看護 / 居宅・介護予防居宅療養管理指導

契約書別紙（兼重要事項説明書） **〈令和6年4月1日 改定〉**

介護保険サービスの提供開始にあたり、千葉県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団雄樹会
主たる事務所の所在地	〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1-18-7
代表者（職名・氏名）	理事長 宍戸 英雄
設立年月日	平成 5年 4月 2日
電話番号	043-487-9551

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	宍戸内科医院	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護及び 居宅・介護予防居宅療養管理指導	
事業所の所在地	〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1-18-7	
電話番号	043-487-9551	
指定年月日・事業所番号	平成9年	1214210738
管理者の氏名	院長 宍戸 英樹	
通常の事業の実施地域	佐倉市・印西市・四街道市・酒々井町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	1. 要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力と利用者自身の自律に基づき、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅・介護予防サービスを提供することを目的とします。 2. かかりつけ医として地域に密着した医療を提供し、住みやすい地域づくりに貢献します。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

① 訪問看護（又は介護予防訪問看護）

病状が安定期にある利用者について、看護師などの訪問看護職員がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

② 居宅療養管理指導（又は介護予防居宅療養管理指導）

通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理（歯科医学的管理）に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。

営業日	月曜日～土曜日 の外来診療日 但し、日曜日、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始休診日、臨時休診日を除きます。
営業時間	外来診療時間に準ずる 但し、利用者の希望に応じて、サービスの提供については24時間対応可能な体制を整えるものとします。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
医 師	常勤 2 人
看 護 師（全て正看護師）	常勤 5 人 、非常勤 2 人

6. 利用料金

サービスを利用した場合の利用料金は以下のとおりです。お支払いいただく利用者負担金は、以下の利用料金に対象者の介護保険負担割合証に記載されている負担割合を乗じた金額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

① 訪問看護（又は介護予防訪問看護） 佐倉市は5級地 1単位=10.7円

【基本単位数】

サービス内容	料金（1回につき）			
	要支援		要介護	
20分未満（※一定の要件を満たした場合）	256単位	2,739円	266単位	2,846円
20分以上30分未満	382単位	4,087円	399単位	4,269円
30分以上1時間未満	553単位	5,917円	574単位	6,142円
1時間以上1時間30分未満	814単位	8,710円	844単位	9,031円
1時間30分以上の訪問看護を行う場合	1114単位	11,920円	1444単位	15,451円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の単位数（料金）が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
緊急時（介護予防） 訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	315単位	3,371円
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254単位	2,718円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402単位	4,301円
初回加算	利用者に対し、新規に訪問看護計画書を作成した場合（新規に計画書を作成した月に限り）	350単位	3,745円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500単位	5,350円
特別管理加算Ⅱ		250単位	2,675円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	2500単位	26,750円

② 居宅療養管理指導（又は介護予防居宅療養管理指導）1単位=10円

サービス内容	単位数（1回につき）		料金
居宅療養管理指導Ⅰ及び介護予防居宅療養管理指導Ⅰ （月2回まで）	単一建物居住者1名に対し行う場合	515単位	5,150円
	単一建物居住者2～9人以下に対し行う場合	487単位	4,870円
居宅療養管理指導Ⅱ及び介護予防居宅療養管理指導Ⅱ （月2回まで）	単一建物居住者1名に対し行う場合	299単位	2,990円
	単一建物居住者2～9人以下に対し行う場合	287単位	2,870円

（注1）上記①および②の単位数は、厚生労働大臣が告示で定めており、これが改定された場合は、これら単位数や利用料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、新しい単位数および利用料金を書面でお知らせします。

③ キャンセル料金

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料金をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料金は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料金
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料金は不要です。

7. 支払い方法

上記①から③までの利用料金（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、振り込みによる利用者負担金の受領に関わる領収書等については、振込確認し次第発行させていただきます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の10日（祝休日の場合は直後の平日）以降、事業者が指定する下記の口座にお振り込み下さい。 なお、振込手数料は利用者様負担でお願いします。 ① 三井住友銀行 佐倉支店 普通 6407517 医療法人社団雄樹会 宍戸内科 理事長 宍戸英雄 ② 千葉銀行 うすい支店 普通 3575592 医療法人社団雄樹会 在宅医療口 理事長 宍戸英雄
窓口払い	サービスを利用した月の翌月の10日（休業日の場合は直後の営業日）以降、現金もしくはクレジットで診療所窓口にお支払いください。

8. 緊急時における対応方法（訪問看護提供時）

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速

やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求め等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 医師氏名 所在地・電話番号	宍戸内科医院 宍戸 英樹 千葉県佐倉市王子台1-18-7 ・ 043-487-9551
---------	-----------------------------	---

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

損害保険会社について	保険会社の名称 保険名	損保ジャパン株式会社 千葉県医師会 団体医師損害賠償責任保険
------------	----------------	-----------------------------------

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記窓口でお受けします。

相談窓口	電話番号 担当者職氏名	043-487-9551 総務 宍戸 智子
------	----------------	--------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	佐倉市福祉部 介護保険課 給付班	電話番号 043-484-6174
	四街道市福祉サービス部 高齢者支援課	電話番号 043-420-7522
	印西市福祉部 高齢者福祉課 介護認定給付係	電話番号 0476-33-4623
	千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談窓口	電話番号 043-254-7428

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	宍戸内科医院 院長 宍戸英樹
-------------	----------------

- (1) 虐待等防止対策委員会を定期的開催し、結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 記録の整備と開示について

利用者へのサービス提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

サービス記録の開示を希望される場合は所定手続きを受けた後、利用者本人（もしくは法的代理人）立会いのもと閲覧していただく、もしくは利用者本人（もしくは法的代理人）から記録の写しを求められた場合はできる限り速やかに応じます。ただし、記録の写しの作成に当たっては当事業所規定の料金を徴収いたします。

13. 個人情報保護について

事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。この秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。（この秘密の保持についてはサービス提供契約が終了した後も継続し、事業者は従業者へ雇用期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

14. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、居宅療養管理指導を行う者及び訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 居宅療養管理指導を行う者及び訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所へご連絡ください。

重要事項内容説明年月日 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者

所在地 千葉県佐倉市王子台 1-18-7

事業者（法人）名 医療法人社団雄樹会 宍戸内科医院

代表者職・氏名 理事長 宍戸 英雄

説明者職・氏名 総務・在宅医療コーディネーター 宍戸 智子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

利用者家族（又は法定代理人）

住 所

氏 名

本人との続柄